

## 横浜市生ごみ減量化推進事業（土壌混合法）支援物品支給要綱

制 定 令和3年6月1日

最近改正 令和6年4月1日

### （趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年9月横浜市条例第44号）第9条の規定に基づき、土と生ごみを混ぜ微生物の働きを活用して分解することにより、生ごみの減量化を図る取組（以下「土壌混合法」という。）を行う団体等の活動を支援するための物品（以下「物品」という。）の支給（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第2条 本事業は、市内から排出される生ごみの減量化のため、土壌混合法を普及・推進し、市民の3R行動の活性化を図るとともに、地域の美化や、地域コミュニティの醸成等を図ることを目的とする。

### （支給対象とする活動）

第3条 支給の対象とする活動は、土壌混合法を実施し、これにより生じた堆肥を有効に活用する活動（以下「対象活動」という。）とする。

### （支給対象者）

第4条 支給の対象とする者（以下「対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ居住している5世帯以上で構成しているグループや団体（自治会町内会・PTA・集合住宅の管理組合等）であること
- (2) 対象活動を6か月以上行う見込みがあること
- (3) 営利を目的としないグループや団体であること

### （支援物品）

第5条 対象者に支給する物品及び支給上限は別表1のとおりとする。

### （支給の申請）

第6条 物品の支給を受けようとする者は、横浜市生ごみ減量化推進事業（土壌混合法）支援物品支給申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。ただし、申請は1年度につき2回までとする。

(支給の決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合はその内容を審査し、支給の可否を横浜市生ごみ減量化推進事業（土壤混合法）支援物品支給可否決定通知書（様式第2号）により、申請者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の審査により支給することとしたときは、申請者に対し物品を送付するものとする。

(物品の受領)

第8条 申請者は物品を受領したときは、横浜市生ごみ減量化推進事業（土壤混合法）支援物品受領書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(物品の返還)

第9条 市長は対象者が次の各号に該当すると認めたときは、既に支給した物品の返還を求めることができる。この場合において、物品による返還が困難なときは、当該物品の価値相当の金員により返還ができるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反して物品の支給を受けたとき
- (2) 対象者が物品を対象活動以外の用途に使用したとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が物品の支給を適切でないと認めたとき

(遵守事項)

第10条 対象者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 物品を適切に管理又は使用すること
- (2) 物品を対象活動以外の用途に使用しないこと
- (3) 物品を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと
- (4) グループや団体で協力し、家庭等から排出される生ごみの減量、資源化及び堆肥化に努めること
- (5) 対象活動の実施場所において、土壤混合法により生じた堆肥を活用した活動であることを明示すること。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、物品の支給に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

## 生ごみ減量化推進事業（土壤混合法）支援物品一覧

物品番号	品名・単位	必要ポイント	備考
1	季節の花苗（200円相当）／1ポット	200	
2	季節の花苗（500円相当）／1ポット	500	
3	季節の野菜苗（300円相当）／1ポット	300	
4	季節の野菜苗（500円相当）／1ポット	500	
5	野菜の種（5ml）／1袋	300	
6	チューリップ球根（色おまかせ）／10球	1,000	
7	ショベル（角型）／1本	4,000	全長80cm程度
8	ショベル（丸型）／1本	4,000	全長80cm程度
9	移植ごて／1本	500	
10	ジョーロ（6ℓ）／1個	1,000	
11	ホースリール（20m）／1台	5,000	
12	長型プランター（65型）／1個	500	幅約65cm 高さ約18cm
13	深型プランター（菜園用）／1個	1,500	幅約70cm 高さ約25cm
14	苦土石灰／5kg	1,000	
15	園芸用支柱（1.8m×16mm）／5本	1,000	
16	トンネル支柱（2.1m×5.5mm）／5本	1,000	グラスファイバー製
17	寒冷紗（1.8m×10m）／1枚	3,000	白色
18	ゴーヤネット（1.8m×2.7m）／1枚	1,000	10cm網目
19	黒土（14ℓ）／1袋	500	
20	鉢底石（10ℓ）／1袋	1,000	
21	殺虫剤／1本	1,000	野菜・果樹用
(支給上限)			
1団体につき、合計10,000ポイントまでの支給を申請できるものとする。			

年 月 日

## 横浜市生ごみ減量化推進事業（土壤混合法）支援物品支給申請書

横浜市長

土壤混合法を実施し、これによって生じた堆肥を有効に活用する活動に必要な物品の支給について、横浜市生ごみ減量化推進事業（土壤混合法）支援物品支給要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。なお、支給された物品は適切に管理するとともに、申請した取組以外の用途に使用しません。

申請者情報	団体名			
	団体構成 世帯数	世帯 ( 年 月 現在)		
	担当者 氏名			
	担当者 住所	横浜市 区		
	担当者 連絡先	電話		
		FAX		
Email				
提案内容	例) 団体メンバーが各自の家庭から出した生ごみを町内会館に持ち込み、生ごみ処理器を使って堆肥化します。できた堆肥を使ってプランターで花を植え、町内会館を彩ります。			
提案内容等	実施時期	令和 年 月	～	令和 年 月
	土壤混合法の 実施場所	具体的な住所、または○○町内会館などの名称をご記入ください。		
	堆肥の有効活用 の実施場所	具体的な住所、または○○町内会館などの名称をご記入ください。		

物品 支 給 申 請	支給を希望する 物品	物品番号	必要ポイント (単価)	申請数量	小計
			ﾎﾟｲント	点	ﾎﾟｲント
			ﾎﾟｲント	点	ﾎﾟｲント
			ﾎﾟｲント	点	ﾎﾟｲント
			ﾎﾟｲント	点	ﾎﾟｲント
			ﾎﾟｲント	点	ﾎﾟｲント
			ﾎﾟｲント	点	ﾎﾟｲント
			ﾎﾟｲント	点	ﾎﾟｲント
			ﾎﾟｲント	点	ﾎﾟｲント
			ﾎﾟｲント	点	ﾎﾟｲント
合計		点	ﾎﾟｲント		
(花・ 野菜苗の支 給を希望する 場合)	花・野菜苗のお渡しご希望時期 (複数選択不可)				
	花苗 (200 円相当)	<input type="checkbox"/> 6～7月	<input type="checkbox"/> 8～9月	<input type="checkbox"/> 10月～11月	
	花苗 (500 円相当)	<input type="checkbox"/> 6～7月	<input type="checkbox"/> 8～9月	<input type="checkbox"/> 10月～11月	
	野菜苗 (300 円相当)	<input type="checkbox"/> 6～7月	<input type="checkbox"/> 8～9月	<input type="checkbox"/> 10月～11月	
	野菜苗 (500 円相当)	<input type="checkbox"/> 6～7月	<input type="checkbox"/> 8～9月	<input type="checkbox"/> 10月～11月	
物品のお届け先		<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ			
		<input type="checkbox"/> その他の 場所	横浜市	区	
その他					
遵守 事項	以下の事項を遵守してください。				
	(1) 物品を適切に管理又は使用すること				
	(2) 物品を申請した取組（土壌混合法を実施し、これにより生じた堆肥の有効活用に関する取組）以外の用途に使用しないこと。				
	(3) 物品を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと				
	(4) グループや団体で協力し、家庭等から排出される生ごみの減量、資源化及び堆肥化に努めること				
	(5) 対象活動の実施場所において土壌混合法により生じた堆肥を活用した活動であることを明示すること。				

年　月　日

## 横浜市生ごみ減量化推進事業（土壤混合法）支援物品受領書

横浜市長

年　月　日付　資3第　　号で支給決定のありました物品について、次のとおり受領しましたので、横浜市生ごみ減量化推進事業（土壤混合法）支援物品支給要綱第8条の規定により、提出します。

団体名			
担当者氏名			
受領日	年　月　日		
受領物品	物品番号	品名	数量
遵守事項	以下の事項を遵守してください。 (1) 物品を適切に管理又は使用すること (2) 物品を申請した取組（土壤混合法を実施し、これにより生じた堆肥の有効活用に関する取組）以外の用途に使用しないこと。 (3) 物品を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと (4) グループや団体で協力し、家庭等から排出される生ごみの減量、資源化及び堆肥化に努めること (5) 対象活動の実施場所において、土壤混合法により生じた堆肥を活用した活動であることを明示すること		

受領者　氏　名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

資 3 第 号  
年 月 日

## 横浜市生ごみ減量化推進事業（土壤混合法）支援物品支給可否決定通知書

団体名担当者氏名 様

横浜市長

年 月 日に申請のありました、土壤混合法を実施し、これによって生じた堆肥を有効に活用する活動に必要な物品の支給について、横浜市生ごみ減量化推進事業（土壤混合法）支援物品支給要綱第7条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

支給可否決定	物品を 支給する ・ 支給しない		
	理由（支給しない場合）		
支給物品	物品番号	品名	数量
遵守事項	以下の事項を遵守してください。 (1) 物品を適切に管理又は使用すること (2) 物品を申請した取組（土壤混合法を実施し、これにより生じた堆肥の有効活用に関する取組）以外の用途に使用しないこと。 (3) 物品を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと (4) グループや団体で協力し、家庭等から排出される生ごみの減量、資源化及び堆肥化に努めること (5) 対象活動の実施場所において、土壤混合法により生じた堆肥を活用した活動であることを明示すること。		

【連絡先】 横浜市資源循環局3R推進課

電話：045-671-3593

FAX：045-550-3510

Email：sj-3rsuishin@city.yokohama.jp